

松阪市男女共同参画プラン

一人ひとりが輝く社会をめざして



令和3年3月

松 阪 市

目 次

第1章 プランの基本的な考え方

1	プラン策定の目的	1
2	プランの基本理念	1
3	プランの位置づけ	2
4	プランの期間	2
5	市民意識調査	2

第2章 プラン策定の背景

1	国の動き	3
2	三重県の動き	3
3	松阪市の取り組み	3
4	松阪市の現状	4

第3章 施策の大綱

1	施策の大綱	6
---	-------	---

第4章 現状と課題及び施策の方向

I.	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	8
(1)	市民の理解を深めるための広報・啓発の充実	
(2)	学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	
(3)	生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	
(4)	事業所等に関する広報・啓発の充実	
II.	政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進	12
(1)	市の審議会等への女性委員登用の推進	
(2)	事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進	
(3)	市組織における男女共同参画の推進	
III.	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進	15
(1)	ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進	
(2)	雇用の場における男女共同参画の推進	
(3)	家族的経営における働きの評価と就業環境の整備	
(4)	子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進	
IV.	身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	21
(1)	家庭生活における男女共同参画の推進	
(2)	学校等における男女共同参画の推進	
(3)	地域活動における男女共同参画の推進	
(4)	防災における男女共同参画の推進	

V. 生涯を通じた心身の健康と生活支援	25
（１）生涯を通じた健康の管理・保持・推進	
（２）こころの健康支援	
（３）妊娠や出産に関する健康支援	
（４）自立のための生活支援	
VI. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組み	30
（１）ドメスティック・バイオレンス対策の推進	
（２）セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの 防止に向けた広報・啓発	
（３）DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実	
（４）通報・相談・支援体制の充実	

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制	36
2 関係機関との連携	36
3 プランの施策実施状況の評価	36
4 推進のための調査、情報の収集と提供	36
5 推進のための指標	37

参考資料

松阪市の男女共同参画をすすめる条例	39
男女共同参画都市宣言	41
松阪市男女共同参画審議会規則	42
松阪市男女共同参画審議会委員名簿	43
審議会等の委員への男女共同参画推進要綱	44
松阪市男女共同参画施策推進委員会設置要綱	45
男女共同参画社会基本法	48
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
男女共同参画に関するあゆみ	60
策定の経過	64
用語説明	65

第 1 章

プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の目的

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成17年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を施行しました。この条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。

令和2年2月に実施した「松阪市市民意識調査」内「松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、平成26年に実施した調査（以下「前回の市民意識調査」という。）に比べて、意識の改善が認められるものの、男女の地位について「平等」と考える人の割合に大きな改善はみられませんでした。また、政策や方針を決定する過程への女性の参画や、家事・育児・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

こうした状況の中、平成28年3月策定の「松阪市男女共同参画プラン」の期間が、令和2年度で終了することから、施策や事業の進捗状況を踏まえ、令和3年度を初年度とする「松阪市男女共同参画プラン」を改定するものです。

なお、国において平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画を本計画と一体の計画として策定します。

2 プランの基本理念

本プランの目標を達成するため、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」の基本理念を踏まえて以下のとおりとします。

男女の人権の尊重

男女の人権が尊重されていることを基礎として、社会のあらゆる場面において、個人の尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人の能力が発揮できる機会が確保されること

社会における制度、慣行についての配慮

性別による役割分担意識に基づく社会における制度、慣行が、個人の社会における活動に対して、偏った影響を及ぼす可能性を検証し、見直しをすること

政策等の立案及び決定への共同参画

市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会が確保されること

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、家庭内において同じ役割と責任を持つ構成員という認識に立ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、職場、学校、地域における活動等を両立して行うことができること

国際的協調

国際社会における男女共同参画推進に対し、協調、連携すること

3 プランの位置づけ

- ◇「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」第9条で定める「基本計画」として位置づけられるものです。

(条例第9条)

市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

- ◇「男女共同参画社会基本法」第14条第3項で定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるものです。

(法第14条第3項)

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- ◇「松阪市総合計画」をはじめ、本市が策定した他の計画との整合性を図っていきます。

- ◇「女性活躍推進法」第6条第2項で定める「市町村推進計画」に位置づけられるものです。

(法第6条第2項)

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 プランの期間

令和3年度から令和7年度までとします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じてプランの見直しを行います。

5 市民意識調査

本プランを策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識・実態について把握するため、「松阪市市民意識調査」に合わせて「松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」を実施しました。

調査対象	松阪市に在住する15歳以上の方
調査期間	令和2年2月4日～令和2年2月21日
調査方法	無作為に抽出した3,000人の市民への郵送による調査
有効回収数	1,554人（有効回収率51.8%）

※有効回収数：回収した調査票より全て記入のない白票等を無効票とし除いた数

第 2 章

プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

1 国の動き

国においては、平成11年に男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が制定され、これを受け翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成17年には、国内外の様々な状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、以後5年ごとに見直しが行われ、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域について効果的な推進を図ることとしています。また、平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、女性の活躍がさらに求められる状況のなか、充実した取組みにつなげていくため「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に策定されました。

2 三重県の動き

県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。これを受け、平成14年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

そして、平成23年には「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定した後、少子化の一層の進展、共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりやライフスタイルの変化等による社会情勢の変化に伴い、同計画の見直しを行うとともに平成29年に「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」が策定され、新たに女性活躍推進法の都道府県推進計画としても位置づけ、女性活躍推進法の気運醸成等の取組みが展開されています。令和2年度内に「第3次三重県男女共同参画基本計画」が策定されます。

3 松阪市の取組み

本市では、平成17年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を制定し、「松阪市男女共同参画プラン」（平成14年策定）を国、県などの行動計画を背景に、意識調査を実施し、その結果を踏まえ、平成19年、23年、28年に改定を行い、男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。

これらの計画の着実な推進を図るため、プランの施策実施状況を毎年度取りまとめ、市民の代表で組織する男女共同参画審議会で進捗状況などについて審議、評価をいただき改善に努めています。

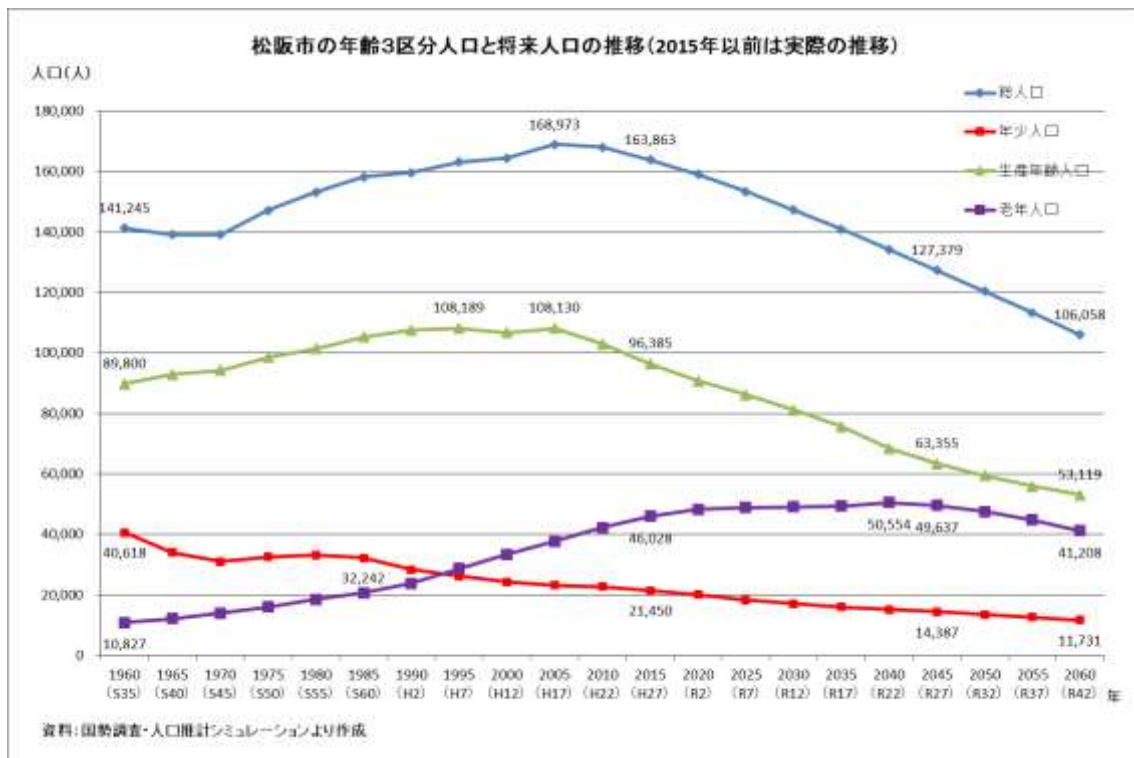
4 松阪市の現状

(1) 総人口の推移と将来人口推計

本市の総人口は、2005(平成 17)年の 168,973 人をピークに減少に転じており、2015(平成 27)年の人口は 163,863 人となっています。減少傾向は今後も加速すると予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算(※)によると、2060(令和 42)年には 2015(平成 27)年の総人口の約 2/3(64.7%)となる推計も出ています。

年齢 3 区分人口と構成比の推移を見ると、年少人口(0～14 歳)は、1960(昭和 35)年以降下がりを続けており、2015(平成 27)年の人口は 21,450 人で、全体の 13.1%まで減少しています。反対に、老年人口(65 歳以上)は上がり続け、2015(平成 27)年で 46,028 人と全体の 28.1%まで増加しています。今後もこの傾向が続くことが予測され、2060(令和 42)年の年齢 3 区分人口構成比は、年少人口 11.1%、生産年齢人口(15～64 歳)50.1%、老年人口 38.9%となる推計が出ています。

人口減少や少子高齢化の進展は、経済・社会活動の担い手の減少を意味しており、男女ともに活躍できる環境の整備が必要です。



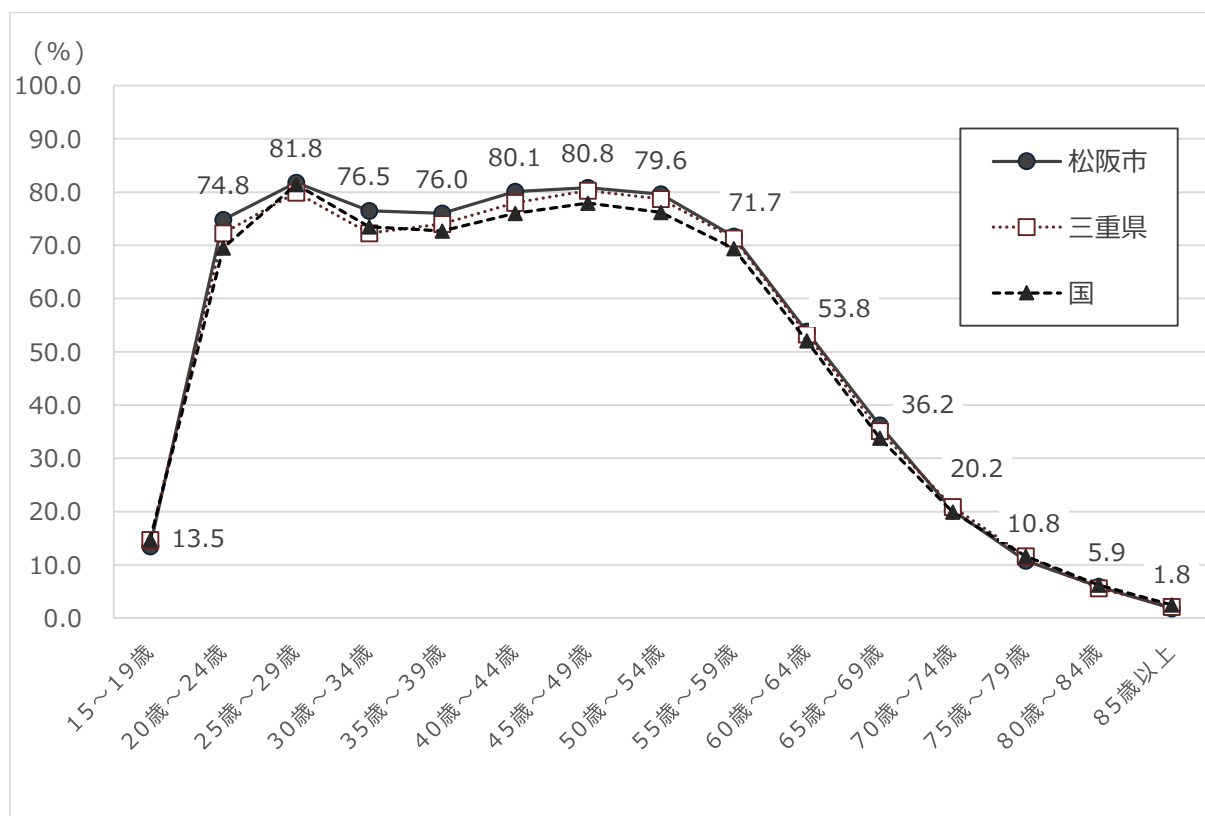
※2045(令和 27)年までの出生・死亡・移動などの傾向がその後も継続すると仮定して、2060(令和 42)年まで推計した場合を示している。

2045(令和 27)年までは、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 27 年国勢調査より平成 30 年推計)

(2) 働く女性の状況

平成 27 年の国勢調査では、本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。20～69 歳までの労働力率は全国・三重県を上回っています。

【女性の年齢別労働力率】



資料：平成 27 年国勢調査

第 3 章

施策の大綱

第3章 施策の大綱

目 標

基 本 施 策

施 策 の 方 向

担 当 課

女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現

I. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

(1) 市民の理解を深めるための広報・啓発の充実

秘書広報課
人権・男女共同参画課
全庁

(2) 学校等における男女共同参画を推進する教育の充実

こども未来課
学校支援課

(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

人権・男女共同参画課
高齢者支援課
生涯学習課

(4) 事業所等に関する広報・啓発の充実

人権・男女共同参画課
商工政策課

II. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

(1) 市の審議会等への女性委員登用の推進

人権・男女共同参画課
関係各課

(2) 事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進

地域づくり連携課
商工政策課
農水振興課

(3) 市組織における男女共同参画の推進

職員課

III. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

職員課
人権・男女共同参画課
障がい福祉課
介護保険課
こども支援課
こども未来課
商工政策課
農水振興課
生涯学習課

(2) 雇用の場における男女共同参画の推進

商工政策課

(3) 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

商工政策課
農水振興課

(4) 子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進

職員課
介護保険課
こども支援課
こども未来課
商工政策課

IV. 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課 健康づくり課
	(2) 学校等における男女共同参画の推進	こども未来課 学校支援課
	(3) 地域活動における男女共同参画の推進	地域づくり連携課 環境課 高齢者支援課 生涯学習課
	(4) 防災における男女共同参画の推進	防災対策課
V. 生涯を通じた心身の健康と生活支援	(1) 生涯を通じた健康の管理・保持・推進	健康づくり課
	(2) こころの健康支援	職員課 人権・男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課 保護課 高齢者支援課 健康づくり課 こども支援課 商工政策課 学校支援課
	(3) 妊娠や出産に関する健康支援	健康づくり課
	(4) 自立のための生活支援	地域福祉課 保護課 高齢者支援課 介護保険課 こども支援課 商工政策課 生涯学習課
VI. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組み	(1) ドメスティック・バイオレンス対策の推進	人権・男女共同参画課 障がい福祉課 高齢者支援課 こども支援課
	(2) セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発	職員課 人権・男女共同参画課 商工政策課
	(3) DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実	人権・男女共同参画課 障がい福祉課 高齢者支援課 こども支援課 生涯学習課
	(4) 通報・相談・支援体制の充実	人権・男女共同参画課 障がい福祉課 高齢者支援課 健康づくり課 こども支援課 子ども発達総合支援センター

※下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

第 4 章

現状と課題及び施策の方向

第4章 現状と課題及び施策の方向

Ⅰ. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的性別役割分担意識や性差による偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）^{（*1）}があることが挙げられます。

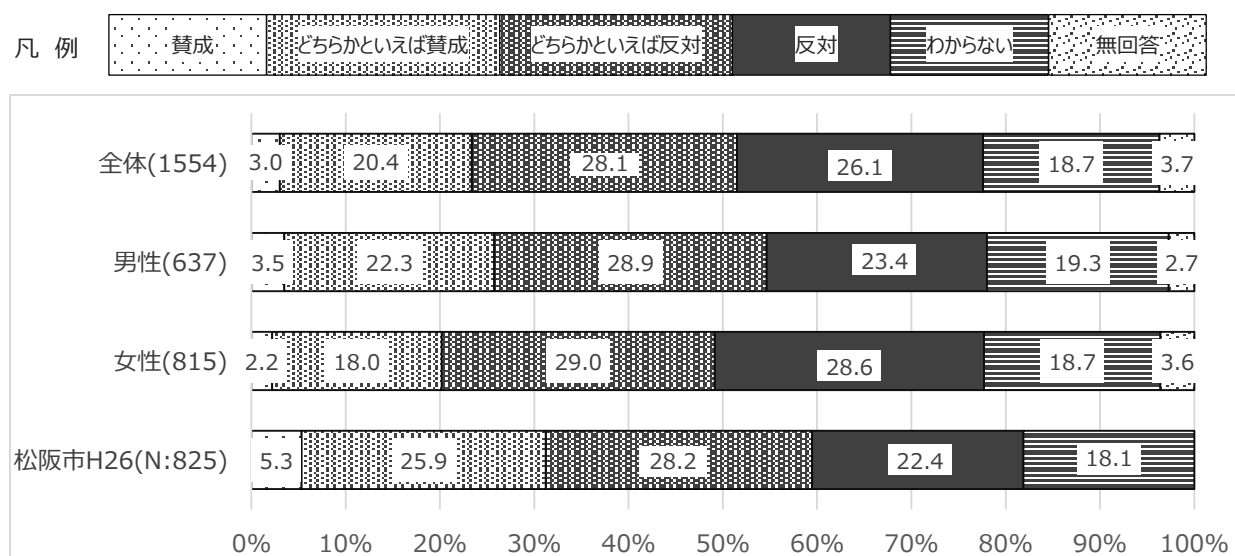
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は、前回の市民意識調査と比較すると増えており、性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつある状況がみられます。

その一方で、各分野における男女の地位の平等感について「平等である」と回答した人の割合が、「学校教育の場」では、半数を超えています。が、「家庭生活」30.1%、「地域社会」27.1%、「職場」21.9%、「社会通念、慣習、しきたりなど」15.6%と低く、男女の地位の不平等感が存在している状況がみられます。

これらの状況から、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、引き続き積極的な広報・啓発活動を展開し、市民自らが男女共同参画に関して考える機会を提供することが必要です。さらに、男女共同参画への理解を広げていくためには、若年層からの取組みが重要であり、将来を担う子どもに対しては、男女共同参画の基本理念を理解し行動できるよう、家庭や地域をはじめ、保育園、こども園、幼稚園、学校等における教育、学習の場を充実させていくことが重要です。

また、近年では、性のあり方に関わって、固定的な考え方にしばられ、生きづらさを感じる子どもの存在が顕在化してきています。そのため、多様な性的指向・性自認（SOGI）^{（*2）}等の理解を深める学習を進めていく必要があります。

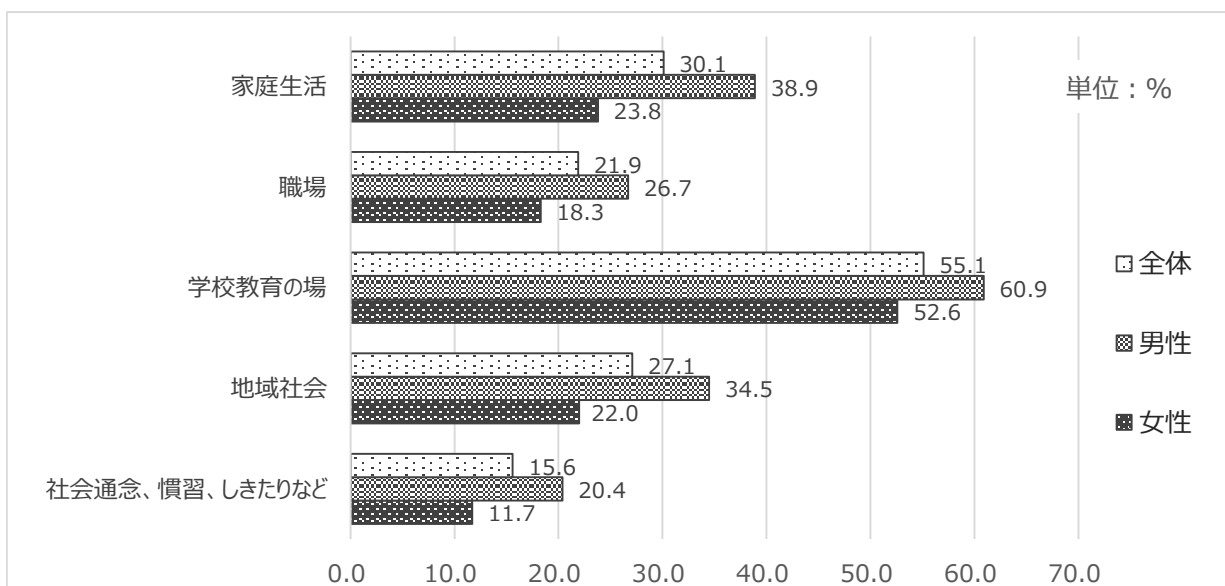
◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について



※平成26年度の松阪市の調査の集計は、「無回答」を除いています。

資料：平成26年度松阪市男女共同参画市民意識調査
令和元年度松阪市市民意識調査

◆ 男女の地位の平等感について（「平等である」と回答した人の割合）



資料：令和元年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1) 市民の理解を深めるための広報・啓発の充実

固定的性別役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、さまざまな機会の提供や、多様な媒体を活用した広報、啓発活動を展開し、男女共同参画意識の普及を図ります。

施策の概要	担当課
① 各種広報媒体を活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。また、男女共同参画の視点を取り入れ広報物等を作成します。 ○各種広報媒体を活用した広報・啓発 ○作成文書等の表現の配慮	秘書広報課 人権・男女共同参画課 全庁
② 市民参画の実行委員会の企画・運営による「男女共同参画松阪フォーラム」やセミナー・講座等を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。 ○「男女共同参画松阪フォーラム」及びセミナー等の開催	人権・男女共同参画課

(2) 学校等における男女共同参画を推進する教育の充実

学校においては学校教育を通じて、未就学児については、保育園、こども園、幼稚園での日々の保育・教育を通じて、また地域社会においては人権学習を通じて、個人の尊厳、男女平等、男女の相互協力・理解に関する教育を推進するとともに、より専門的な学習ニーズに応える場の創出に努めます。

あらゆる分野において、学習・情報ニーズに対応する機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立った取組みを推進します。

施策の概要	担当課
① 日々の園生活を通じて、子ども一人ひとりの個性を大切にし、また感性を生かしつつ、性別に基づく固定観念にとらわれない保育・教育を実施します。	こども未来課
② 教職員等を対象とした、人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会を提供します。 ○三重県人権・同和教育研究大会への参加	こども未来課 学校支援課
③ 地域社会における人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習活動の活性化を図るため、学習機会を提供するとともに、地域・団体等の自主的な取組みを支援します。 ○女性の人権及び多様な性に関する講演会・講座等の開催	学校支援課
④ 男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育 ^(※3) 、性教育及び情報教育等を充実します。 ○男女共同参画意識の普及を図る人権学習の実施 ○男女共同参画の視点に立った学習の実施 ○性別にとらわれない職業観についての学習 ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成	学校支援課

(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

生涯を通じて男女共同参画について学ぶとともに、自立できる充実した生活を送り、社会のあらゆる分野に参画することができるよう多様な学習機会を提供します。

施策の概要	担当課
① 市民参画の実行委員会の企画・運営による「男女共同参画松阪フォーラム」やセミナー・講座等を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。 ○「男女共同参画松阪フォーラム」及びセミナー等の開催	人権・男女共同参画課 (再掲)Ⅰ(1)②

② 老々介護なども増えるなか、介護する人も介護される人も身体に負担のかからない介護のコツを学ぶ教室を、また介護や認知症について家族などが語り合う「カフェ」を市民や各種団体の協力で実施します。 ○家族介護教室の開催 ○介護者カフェの開催	高齢者支援課
③ 高齢者が生きがいのある充実した生活を送るため、公民館等において学習機会を提供し、社会参画ができる環境を支援します。 ○松阪公民館における寿大学の開設	生涯学習課

(4) 事業所等に関する広報・啓発の充実

事業所等において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を活かせる職場づくりを推進するため、事業者に対する支援及び意識啓発を行います。

施策の概要	担当課
① 事業所等における男女共同参画に関する意識の啓発と普及を目的として、事業所等訪問を実施し、事業者等の意識啓発を行います。 ○市内事業所への訪問	人権・男女共同参画課
② 事業所等に男女共同参画の考え方が浸透するよう、自社研修の機会のきっかけづくりのための啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

Ⅱ. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

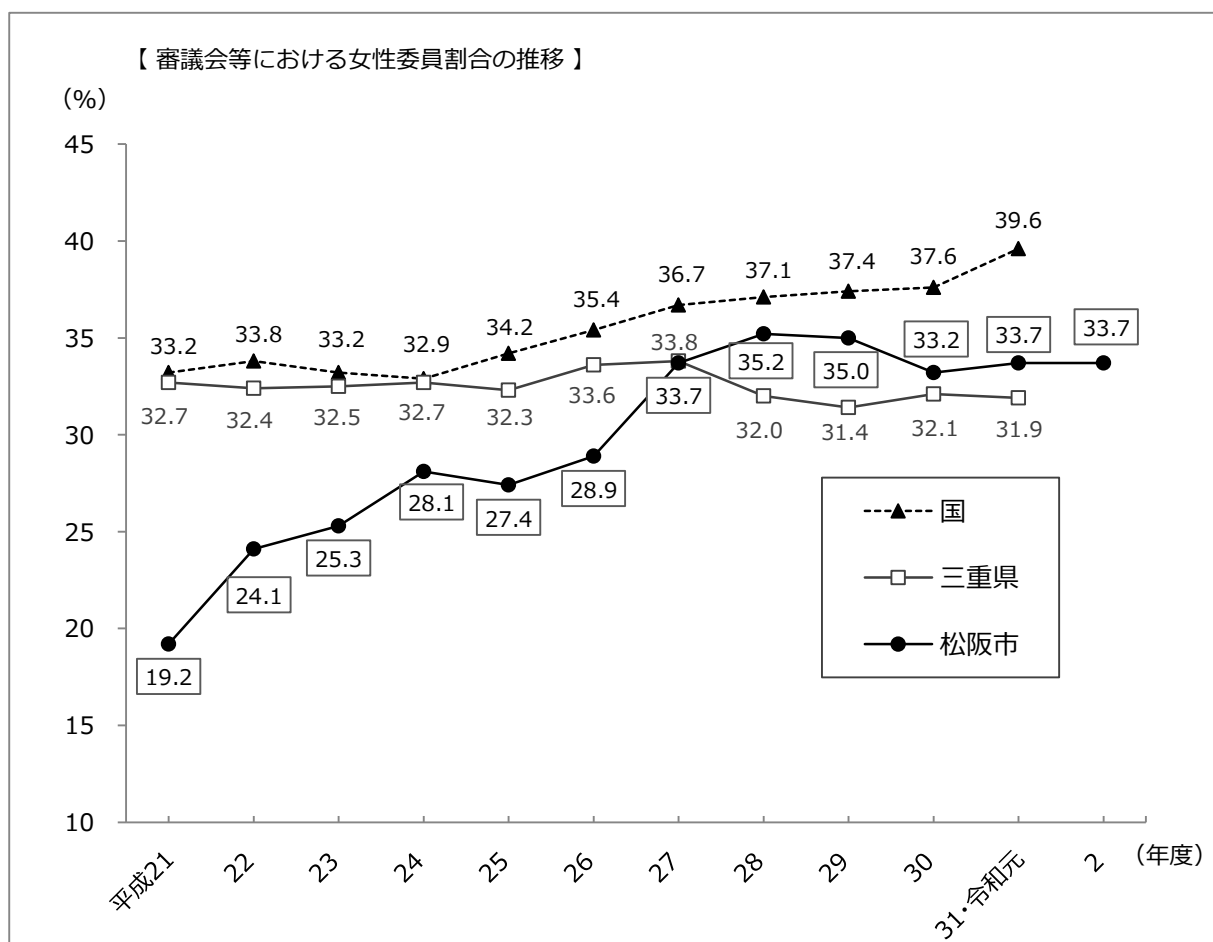
《現状と課題》

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程においては、多様な視点や考えを反映させるため、男女が対等に参画し、責任を担うことが必要です。

国は、平成 15 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30%程度になるように期待する」との目標を掲げ、取組みを進めてきましたが、依然として低い水準にあることなどから、2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるようめざして取組みを進めることとしています。

松阪市における各種審議会等への女性の参画状況は、令和 2 年 4 月 1 日現在の女性委員の平均登用率は 33.7%で、国の目標値を上回りましたが、本市の目標値である 35%を達成していません。市のあらゆる分野において女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、取組みを進めていかなければなりません。

市行政をはじめ、さまざまな組織運営について男女を問わず積極的に参画できるよう能力に応じた性差のない登用、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を含めた多様な発想や価値観が反映された男女共同参画のまちづくりを展開する必要があります。



資料：内閣府男女共同参画局女性委員の参画状況調べより
三重県における男女共同参画の現状より
松阪市女性委員の登用状況調査より

《施策の方向》

(1) 市の審議会等への女性委員登用の推進

市の審議会等の委員への参画において、男女のいずれか一方の数が委員総数の40%未満にならないことを最終的な目標とし、本プラン期間内においては、女性委員の登用を積極的に進めるために、女性委員の平均登用率の目標値である35%に努めます。

施策の概要	担当課
① 市政に女性の視点や意見を反映させるため、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」により、市の審議会等への女性の登用を積極的に推進します。また、女性委員登用率向上のため、女性委員の登用状況について、調査、情報の提供を行います。 ○女性委員登用率35%	人権・男女共同参画課
② 審議会等の女性委員の積極的な登用を図るため、女性委員登用のための情報を提供し、事業所、団体等に理解を求めています。 ○女性委員登用率35%	関係各課 人権・男女共同参画課

(2) 事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行い、方針決定の場に女性の参画が進むよう、事業所や団体等に働きかけを行います。

施策の概要	担当課
① 住民自治協議会等の地域組織や市民活動団体に対して役職者への女性の登用や各部会及び団体の諸活動へ女性の参加等が積極的になされるように働きかけます。 ○各組織への働きかけ	地域づくり連携課
② 事業所等に男女共同参画の考え方が浸透するよう、自社研修の機会のきっかけづくりのための啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課 (再掲) I (4)②
③ 女性起業家の育成・支援のため関係機関等との連携により、事業経営の知識や情報等の充実を図ります。 ○創業セミナー、相談会の開催	商工政策課
④ 方針決定の場への女性の参画を促進するために、各種組合・団体等への積極的な働きかけを行います。 ○農村女性アドバイザー、女性認定農業者に対する県主催研修会等参加への働きかけ	農水振興課

⑤ 地域活性化活動に主体的に取り組む女性に対し、男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。 ○農村女性アドバイザー等を中心とした女性対象の視察研修や勉強会などの情報提供	農水振興課
--	-------

(3) 市組織における男女共同参画の推進

市の政策決定は市民生活に大きな影響を与えることから、女性職員の役職者への登用、職域拡大については、ポジティブ・アクションを実施します。

施策の概要	担当課
① 政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するため、管理職への女性の登用を促進します。また、松阪市人材育成基本方針に基づき管理職にふさわしい人材育成・能力開発を行います。 ○人事異動における女性役職者の登用	職員課
② 男女平等意識を身につけるための研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職場環境・風土の改善に努めます。 ○研修の実施	職員課

Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（*4）の啓発と推進

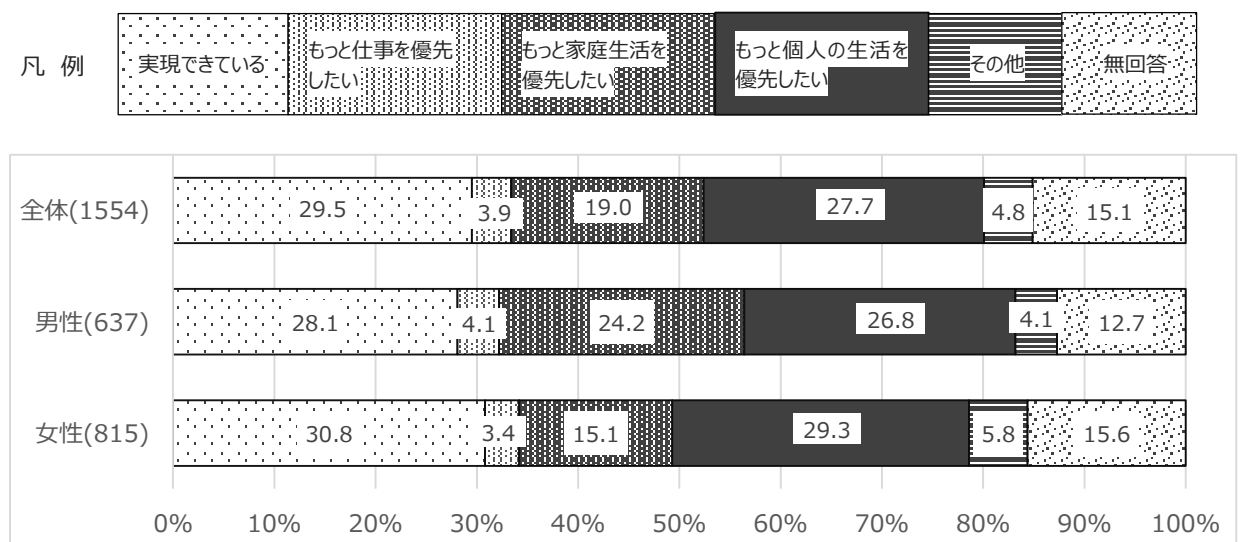
《現状と課題》

性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会が求められている一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれています。こうした中で、あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、子育て・介護の時間や家庭、地域、学習などにかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現をめざすことが求められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現について「実現できている」と回答した人は 29.5%にとどまっており、仕事と生活が両立しにくい現状となっています。また、女性が職業を持つことについて「子どもができてずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人は男性 51.0%、女性 49.2%となっており、子どもができてからもずっと職業を持ち続ける方がよいと考える人が前回の市民意識調査と比較すると増えています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、年齢や性別にかかわらず、それぞれの生活スタイルに対応した多様で柔軟な働き方や生き方ができるよう、長時間労働などの見直し、固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発と推進に努めます。

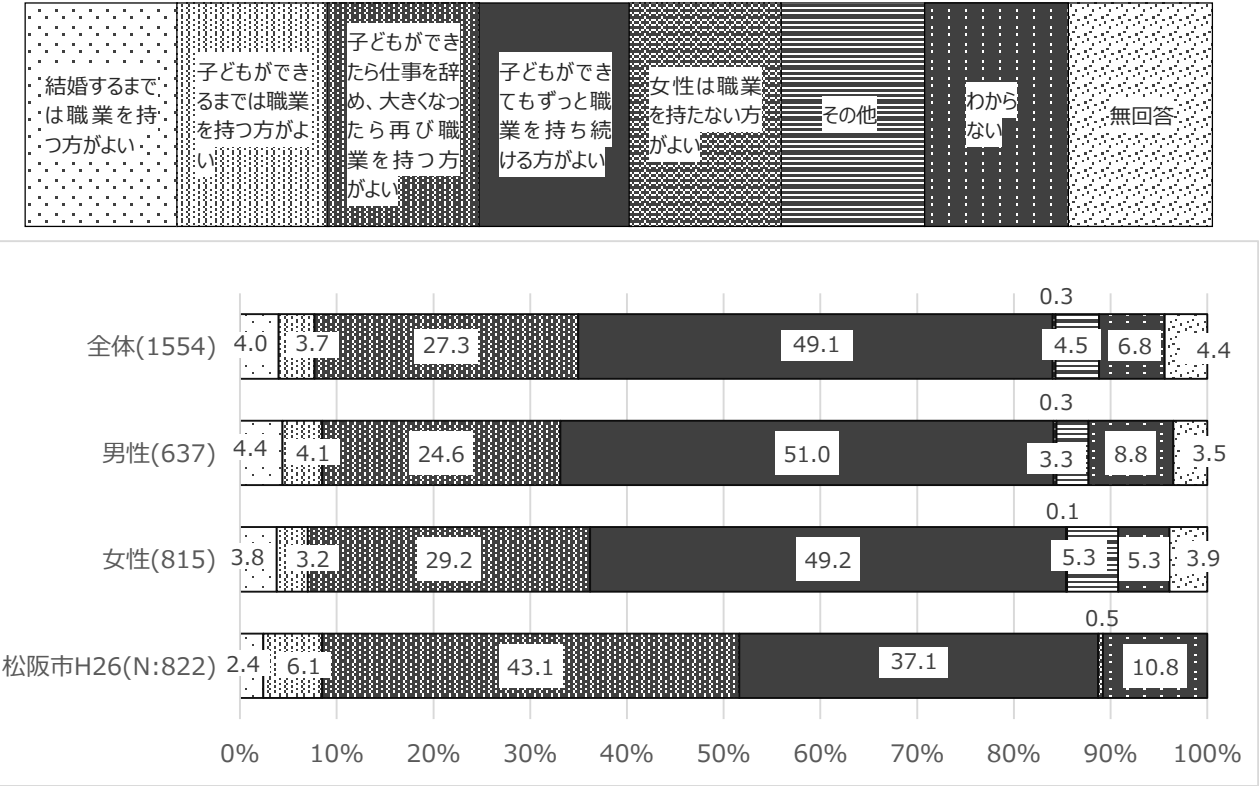
◆ ワーク・ライフ・バランスの実現について



資料：令和元年度松阪市市民意識調査

◆ 女性が職業を持つことについて

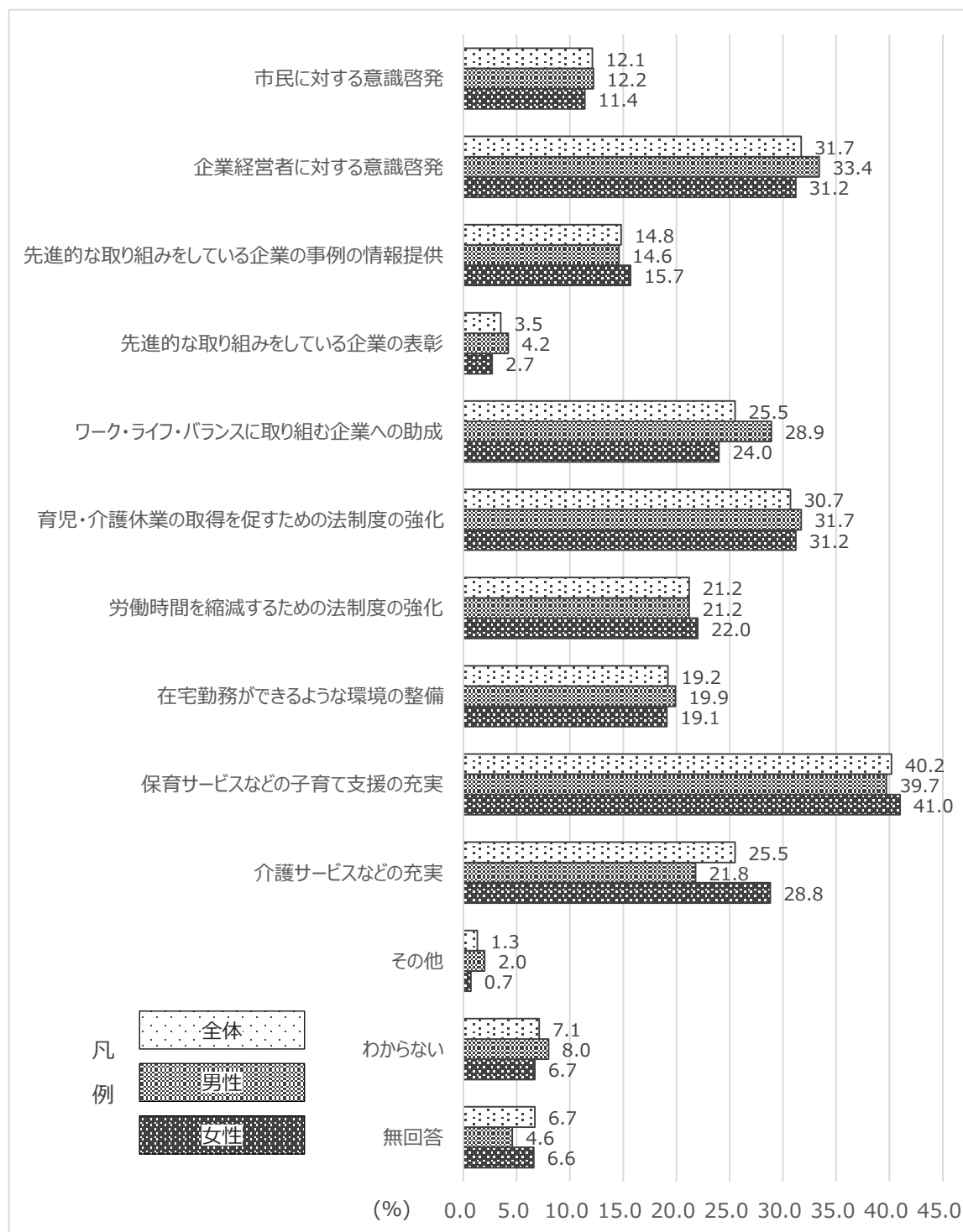
凡 例



※平成 26 年度の松阪市の調査の集計は、「その他」の選択肢はなく、「無回答」を除いています。
選択肢の「子どもができたなら仕事を辞め、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい」23.5%と「子どもができたなら仕事を辞め、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい」19.6%を合算して「子どもができたなら仕事を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」43.1%として表記しています。

資料：平成 26 年度松阪市男女共同参画市民意識調査
令和元年度松阪市市民意識調査

◆ 男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（複数回答あり）



資料：令和元年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、それぞれの生活スタイルに対応した多様な働き方の普及や、長時間労働などの見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発に努めます。

施策の概要	担当課
① 働き方の見直しによる仕事と生活の調和を実現するため、ノー残業デーの徹底や勤務時間の弾力的運用の活用推進に取り組みます。また、ワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、研修を実施します。 ○研修の実施	職員課
② 事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの啓発と普及を目的として事業所訪問を実施し、事業者等の意識啓発を積極的に行います。 ○市内事業所への訪問	人権・男女共同参画課
③ 障がい者計画等に基づき、各種サービスを充実することで、障がい者（児）の自立を促し、介助者である家族の就労時間の確保や一時的休息のための支援を図ります。 ○障がい福祉サービス等の実施	障がい福祉課
④ 松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の啓発や介護サービス等の提供、整備を推進します。 ○介護サービスの情報提供・相談 ○介護サービス等の実施	介護保険課
⑤ 松阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、仕事と育児が両立しやすい環境を構築していきます。 ○通常保育・時間外保育の実施 ○待機児童問題の解消 ○放課後児童クラブの設置・運営支援 ○病児・病後児保育の実施 ○ファミリーサポートセンター事業の実施	こども支援課 こども未来課 生涯学習課
⑥ ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透するよう、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課
⑦ 日々の生活や仕事の中で、性別に基づく固定観念をなくし、男女で区別するのではなく、個性を尊重するという意識啓発の機会を設けます。 ○研修会等の開催	農水振興課

(2) 雇用の場における男女共同参画の推進

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女共同参画の取組みが幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めます。

施策の概要	担当課
① 労働環境の整備に繋げるため、事業所等に対し労働関係法令の啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課
② 起業をめざす女性や子育て世代に対して、関係機関等との連携により相談等の支援を行います。 ○創業セミナー、相談会の開催	商工政策課

(3) 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

家族的経営に従事している人の正当な労働の評価及び一人の労働者としての権利が確保されるよう推進します。

施策の概要	担当課
① 自営業者の家族従事者のネットワーク化を促進するために、情報提供や交流の場づくり等の機会を創出します。 ○女性の家族従事者で構成される団体への協力・支援	商工政策課
② 農山漁村地域において、経営面における女性の参画を進め、労働に対する正当な評価を促し、女性の自立が可能となるよう、学習機会を提供します。 ○女性認定農業者の育成支援及び家族経営協定締結の推進	農水振興課

(4) 子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、多様な保育ニーズへの対応、介護サービスの充実や介護予防を推進し、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① 平成28年3月に策定の松阪市特定事業主行動計画に基づき、より一層世代育成支援対策推進法の趣旨が全職員に浸透し、仕事と子育て（家庭）の両立が可能となるよう、職場環境づくりの支援を行っていくと同時に令和3年4月の改定により内容を見直します。 ○管理職を対象とした特定事業主行動計画研修の実施	職員課

② 福祉、介護の人材不足は、社会問題となっているため、潜在保育士・潜在介護士や新規人材の確保及び育成に取り組みます。 ○啓発チラシの作成 ○復職・就職支援研修の開催（潜在保育士） ○講習会、就職相談会の開催（潜在介護士、介護の仕事に興味のある方等）	介護保険課 こども未来課
③ ひとり親家庭の母または父が雇用の安定及び就職の促進を図るため、教育訓練の受講をするための費用に対して給付金の支給を行います。 ○自立支援教育訓練給付金の支給	こども支援課
④ ひとり親家庭の母または父が生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業期間中の生活の負担を軽減するための給付金等を支給します。 ○高等職業訓練促進給付金等の支給	こども支援課
⑤ 仕事と育児の両立支援や子育ての負担軽減を目的に、ひとり親世帯、ダブルケア世帯^(※5)等に対してファミリーサポートセンター^(※6)の利用料の一部を補助します。 ○ファミリーサポートセンター利用支援補助金の支給	こども支援課
⑥ 子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ○子育て支援センターの設置	こども未来課
⑦ 子育てや介護を支援する雇用環境を整備するため、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

Ⅳ. 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

《現状と課題》

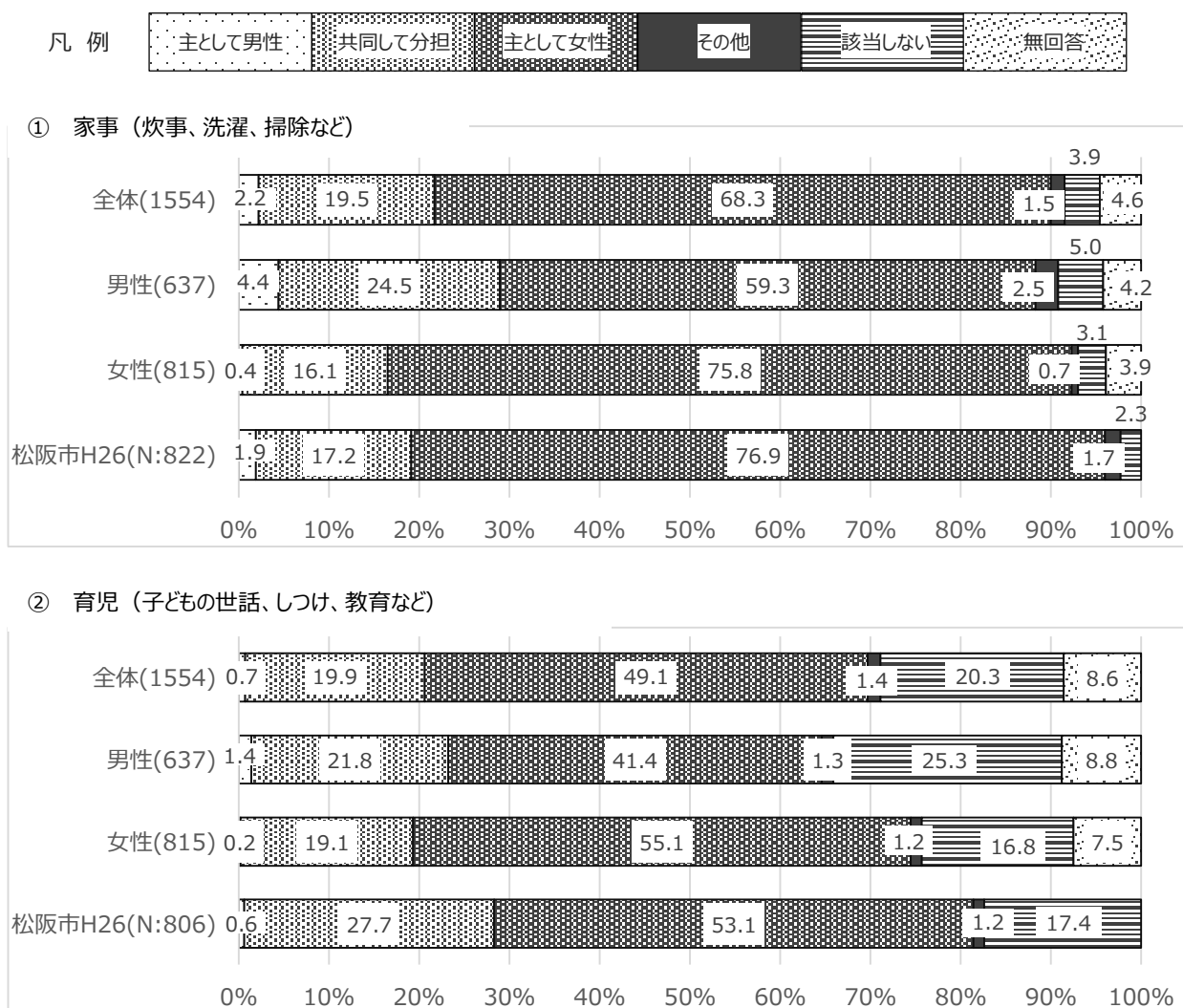
家庭や地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。

市民意識調査では、「家庭生活」や「地域社会」の場における男女の地位について、「平等である」と回答する人の割合が低く、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答する人が多くみえました。また、家庭生活における家事や育児などの分担状況をみると、全体的に女性が担っていることが多い状況となっています。

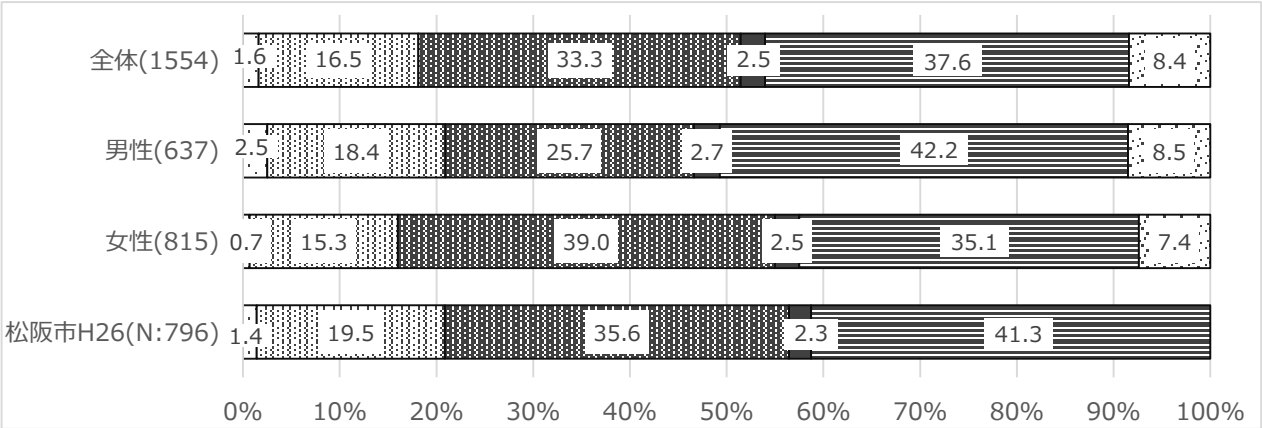
男女共同参画社会では、男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず地域活動を行っていく必要があります。そのため、男女がともに地域活動やボランティア活動などに積極的かつ男女共同参画の視点で活動できるよう支援するとともに、災害時における避難所運営、被災者支援などにおいても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めなくてはなりません。

また、家庭教育や地域における学習機会の充実など、子どもから高齢者まで幅広い啓発活動を行うことが必要です。

◆ 家庭生活について



③ 介護（介護の必要な親等の世話など）



※平成 26 年度の松阪市の調査の集計は、「無回答」を除いています。

資料：平成 26 年度松阪市男女共同参画市民意識調査
令和元年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活において、性別による固定的役割分担意識を見直すための意識啓発を行い、男性の育児・家庭生活への参画を進めるため、参加しやすいテーマ、時間帯に考慮した学習機会の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① さまざまな啓発事業を通して、性別による固定的な役割分担などの慣行の見直しについて広く啓発を推進します。 ○さ・し・す・せセミナー等の開催	人権・男女共同参画課
② 妊娠届出時や各健康相談、健康教育の機会を通して、子育てや家庭生活全般における妊産婦と家族の役割について話し合い、理解と参加を促進します。 ○「子育て応援情報」「子育てナビ」の配布 ○両親学級（パパママ教室）の開催 ○はるる遊ぼうDAYの開催	健康づくり課

(2) 学校等における男女共同参画の推進

学校現場において、児童生徒には人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

また、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

施策の概要	担当課
① 教職員等を対象とした、人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会を提供します。 ○三重県人権・同和教育研究大会への参加	こども未来課 学校支援課 (再掲) I (2)②
② 男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育、性教育及び情報教育等を充実します。 ○男女共同参画意識の普及を図る人権学習の実施 ○男女共同参画の視点に立った学習の実施 ○性別にとらわれない職業観についての学習 ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成	学校支援課 (再掲) I (2)④

(3) 地域活動における男女共同参画の推進

地域において、男女がともに地域活動に参加するための情報提供や自主的な取組みに対し支援を行い、学習の機会を提供します。特に、地域社会との関わりが希薄になっている市民に対して、積極的な参画を推進します。

施策の概要	担当課
① 住民自治協議会等の地域組織や市民活動団体の役職に女性の登用や、各部会への参画、活動への参加を促し、地域の男女共同参画を推進します。 ○各組織への働きかけ	地域づくり連携課
② 松阪市環境基本計画に掲げる「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をめざし、性別に捉われることなく、市民・市民団体・事業所など多様な主体の方々とともにさまざまな取組みを実践していきます。 ○環境フェア、まちなか清掃活動の実施	環境課
③ 地域に参加する元気な高齢者を増やしていく必要から、加入者が増えて活動が活性化するように老人クラブの活動を広報等でPRします。 ○単位老人クラブの活動の活性化 ○老人クラブ連合会への助成	高齢者支援課

④ 男女共同参画の視点を踏まえて、各人の個性と能力が発揮できる地域社会を形成するよう、地域に即した生涯学習の機会を提供します。 ○各公民館において、地域的主要課題取組み事業を開催	生涯学習課
--	-------

(4) 防災における男女共同参画の推進

防災対策において、災害時における要配慮者（高齢者、乳幼児、妊産婦等）に配慮した避難所の運営をはじめ、あらゆる防災施策において、男女のニーズの違いや性差などに配慮した視点に立った取組みを推進します。災害発生時のみならず、平常時から、防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点や配慮を必要とする方への支援を取り入れた防災体制の整備を進めます。

施策の概要	担当課
① 地域における災害・防災の分野において、男女共同参画の視点を踏まえ、防災講座や防災訓練等、地域活動への多様な人々の参画を促進します。また、災害時の備蓄品においても、女性や配慮を必要とする方などの視点を取り入れながら整備を進めます。 ○防災講座（防災訓練等）の実施 ○災害用備蓄品の充実	防災対策課

Ⅴ. 生涯を通じた心身の健康と生活支援

《現状と課題》

すべての世代の健康の保持・促進のため、身体の特性を十分に理解し、心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、男女ともに理解が必要であると同時に、女性の生涯を通じた健康を推進する対策が必要となります。

また、L G B T ^(*7)をはじめ多様な性的指向・性自認（S O G I）等について、正しい理解を深めるための学習機会の提供、啓発など、誰もが心身ともに健康に暮らせる社会をつくるための取組みが求められています。

《施策の方向》

(1) 生涯を通じた健康の管理・保持・推進

身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理・保持の支援をします。女性においては、妊娠・出産期、更年期、高齢期などそれぞれのライフステージを健康に過ごすための支援策を実施します。

施策の概要	担当課
① 青壮年期の病気の予防と健康増進を図るため、健康相談、健康教育、健康診査を実施します。 また、乳幼児期から生活リズムが整えられるような生活習慣が身につけられる機会を設けます。 ○各種がん検診（子宮頸がん・乳がん含）の実施・啓発 ○骨粗しょう症検診の実施 ○健康セミナー等の開催 ○妊産婦の相談・乳幼児健康相談の実施 ○乳児一般健康診査の実施 ○1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施 ○各子育て教室の開催	健康づくり課
② 骨粗しょう症の早期発見のために正しい知識の普及を図るとともに、子宮頸がん・乳がんの検診普及啓発と受診率向上に向けた取組みを重点的に行います。 ○骨粗しょう症検診・予防教室、子宮頸がん検診、乳がん検診の実施	健康づくり課

(2) こころの健康支援

心の健康が保たれ、健やかに暮らせるよう、各種相談窓口の充実を図り、適切な対策・支援を行います。

施策の概要	担当課
① 専門の精神科医による相談事業を実施します。 ○「こころの健康相談」（月1回程度の指定日）	職員課
② 講演会、パネル展、さまざまな啓発事業を通して、性別による固定的な役割分担などの慣行の見直しについて広く啓発を推進します。 ○講演会、パネル展、映画上映会、セミナー等の開催 ○多様な性についての正しい理解と認識を深めるための講演会等の開催 ○弁護士による人権相談、合同相談会の開催	人権・男女共同参画課
③ 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮します。 ○生活困窮者自立相談支援窓口での生活困窮者の尊厳の確保	地域福祉課
④ こころに不安や悩みを持つ障がいのある方と、その家族などからの生活上の相談に応じます。 ○松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」や市の担当窓口での相談の実施	障がい福祉課
⑤ 生活困窮者の自立に向けた助言相談や阻害要因の解消につなげるためのケースワークによる支援を行います。	保護課
⑥ 高齢者のなかには、介護や医療をはじめとして生活全般に至る大きな不安や悩みをかかえている方も多いことから、市内5つの地域包括支援センターや市の担当窓口で、高齢者の相談に応じ、関係機関と協力しながら相談者の生活課題の解決に向けた対応を図ります。 ○地域包括支援センターや市の担当窓口での相談の実施	高齢者支援課
⑦ こころの健康、うつやストレスへの対処について知識の普及と啓発を推進するとともに、産後や更年期など心身の変調とストレスが重なりやすい時期の支援を行います。 ○産後ケア事業・産婦健康診査の実施 ○乳児家庭全戸訪問の実施 E P D S（エジンバラ産後うつ病質問票）（*8）などによる状況把握 ○女性の健康週間における相談窓口の開設や啓発 ○睡眠や休養などに関する知識の普及と啓発	健康づくり課

⑧ 児童の生活習慣、非行、児童虐待など養育について不安や悩みをかかえている方からの相談に応じます。 ○市広報に掲載、市の相談メール及び相談窓口での相談の実施	こども支援課
⑨ 労働局や県が開設している男女雇用機会均等、ハラスメント等の労働関係相談窓口を周知します。 ○市広報、ホームページへの掲載	商工政策課
⑩ 地域社会における人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の提供を行います。また、各学校等において男女共同参画意識の高揚を図る学習が人権学習カリキュラムに位置づけられ実施されるよう支援します。 ○人権講座等の開催 ○各学校における人権学習の実施	学校支援課

(3) 妊娠や出産に関する健康支援

妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増加していることから、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができ、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも、職場環境の整備は重要です。

施策の概要	担当課
① 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産後ケア事業、妊産婦に対する健康相談、健康教育、訪問指導等の母子保健指導を行い、松阪版ネウボラ ^(※9) を推進し、途切れない支援を実施します。また、各関係課や産科医療機関等との連携により、周産期の継続支援に努めます。 ○母子保健事業（妊産婦健康診査等）の実施 ○母親教室（プレママ教室）・産婦教室（新米ママ教室）の開催	健康づくり課
② 妊娠届出時に全妊婦に面接を行い、必要時、妊婦健康診査時に医師等から受けた指導を伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の配布や妊娠・出産・子育てを支援する関係課と連携し支援します。 ○「働きながらお母さんになるあなたへ（母性健康管理指導事項連絡カード含）」配布	健康づくり課

(4) 自立のための生活支援

家庭生活における自立を図るとともに、地域社会とのつながりを深めるための学習機会の提供に努め、意欲や能力に応じて社会との関わりを持ちながら、地域社会に貢献し充実した生活を送るための環境づくりを進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅高齢者の支援体制の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① 生活困窮者に対し、自立相談支援（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）の実施、住居確保給付金の支給や家計改善支援、就労準備支援を実施します。また、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を実施します。 ○自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施 ○住居確保給付金の支給 ○学習支援事業の実施	地域福祉課
② ひとり親家庭・就労可能な世帯の生活の安定と自立の促進を図るため、経済面、生活面等の相談・指導に努めるとともに、自立支援プログラム等を活用し支援をします。 ○自立支援プログラム事業の実施	保護課
③ 高齢者の方の地域貢献や介護予防の推進のために、介護施設等でボランティアを行う活動として、高齢者ボランティアポイント事業を行っていきます。 ○健康や介護に関する各種イベントでの啓発 ○介護ボランティア登録者・介護ボランティア受入施設数・介護ボランティア協賛企業店舗数の増 ○ポスター掲示、新聞掲載、社協広報掲載等の啓発	高齢者支援課
④ 介護保険の制度改正によりスタートした総合事業において、地域住民による介護予防活動の推進が求められます。介護予防いきいきサポーターが担う役割に期待がかかることから今後も引き続き地域包括支援センターによる養成講座を開催していきます。また、早期からの介護予防を定着させるため、市主催の介護予防教室を引き続き実施します。 ○介護予防事業の実施（一般介護予防教室、介護予防いきいきサポーター養成講座等）	高齢者支援課

⑤ 介護保険制度の改正もあり、より地域とつながる施策の展開が求められています。今後も、高齢者の個々のニーズに即した介護予防や生活支援につながる施策に見直していきます。 ○地域交流型一般デイサービス事業の実施 ○緊急通報装置貸与事業、日常生活用具給付事業の実施	高齢者支援課
⑥ 高齢者が介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を続けられるように介護保険制度により支援に取り組めます。 ○居宅介護サービス・地域密着型介護サービス（地域密着型特別養護老人ホーム他）・施設介護サービス（特別養護老人ホーム他）・介護予防サービスの実施	介護保険課
⑦ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給などの施策を展開し、雇用の安定及び就職の促進を支援します。 ○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	こども支援課
⑧ 高齢者の知識、経験、希望に沿った就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、松阪市シルバー人材センターへの支援をします。 ○就業機会確保事業への支援	商工政策課
⑨ 家庭や地域の教育力の向上を図るため、公民館において子育て支援のための講座開設や、地域の中での世代間交流事業などに取り組めます。 ○各公民館における子育て講座・家庭教育講座・読み聞かせ・乳幼児教育講座等を開催	生涯学習課

Ⅵ. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組み

《現状と課題》

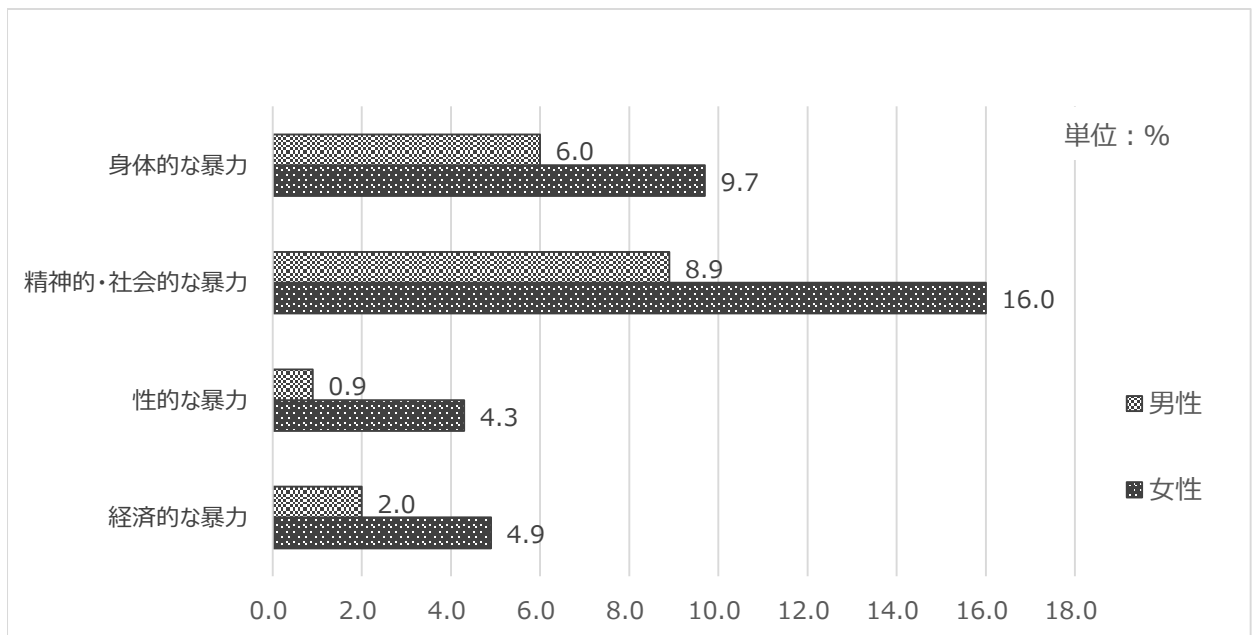
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）^{（＊１０）}）は、重大な人権侵害ですが、家庭内で発生することが多いため、問題が見えづらくなっていたり、深刻化することが課題となっています。また、若年層のカップル間で起こるデートＤＶ^{（＊１１）}も社会的な問題になっています。

市民意識調査では、ＤＶを受けた経験について「精神的・社会的な暴力」と答えた人が女性16.0％、男性 8.9％、「身体的な暴力」と答えた人が女性 9.7％、男性 6.0％と男性よりも女性の方が受ける割合が高くなっています。また、暴力を受けた際の対応としては、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が最も多く全体で 44.2％でした。その理由としては「相談しても無駄だと思った」と回答している人が比較的多くなっています。このことから、安心して相談できる体制の整備を図るため、通報・相談・支援機能を充実させ、ＤＶ被害者の安全を守るために、緊急一時的保護体制の整備を図り、被害者の個人情報保護を徹底するために、関係機関との連携を深めておく必要があります。

また、社会的、経済的に不安定なＤＶ被害者に対しては、主体的な生活ができるよう自立支援をサポートする体制が必要です。

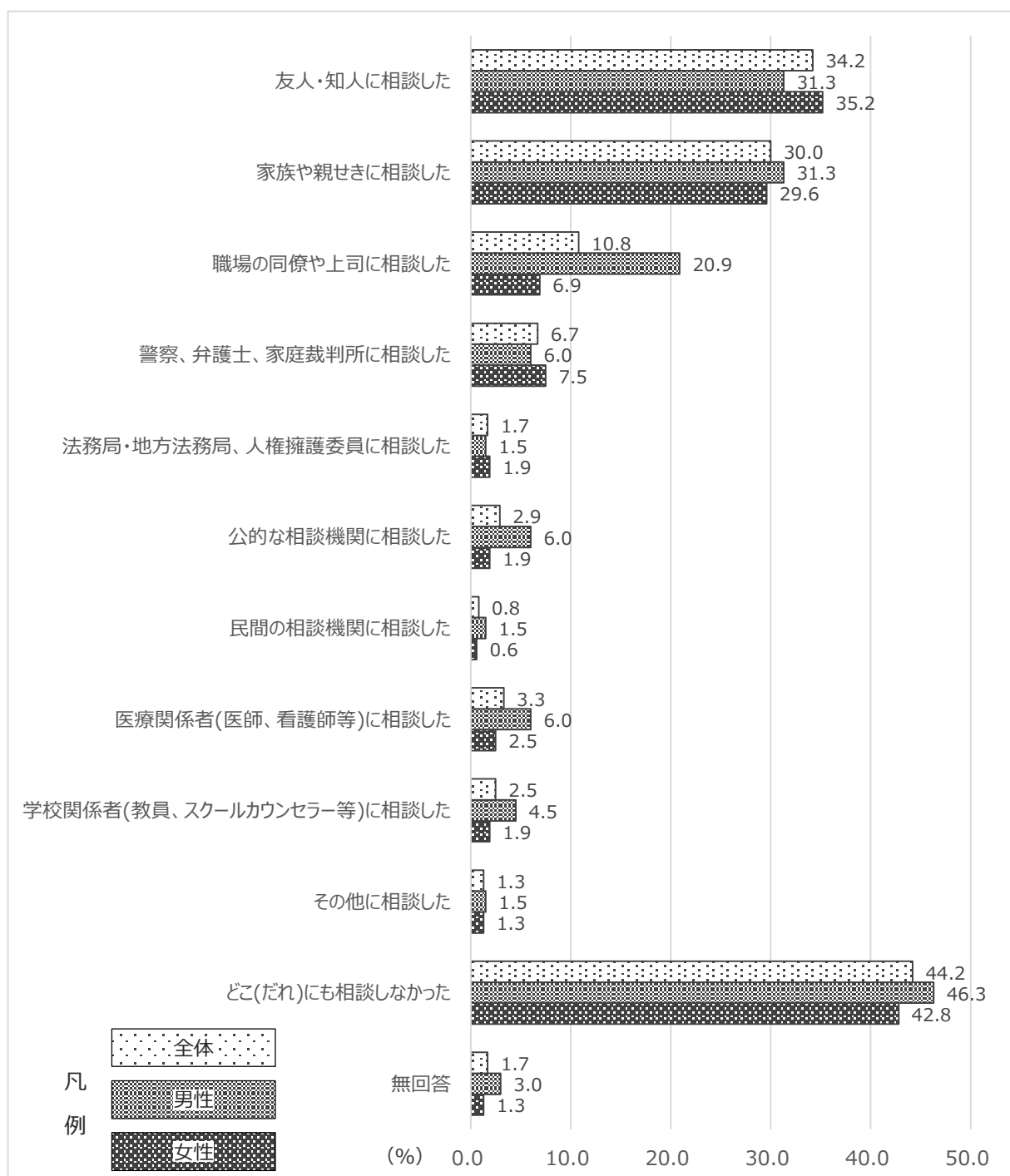
セクシュアル・ハラスメント^{（＊１２）}を受けた経験について「何度も受けたことがある」と答えた人が女性 6.7％、男性 2.0％、「1,2度 受けたことがある」と答えた人が女性 13.5％、男性 2.8％といずれも女性の方の割合が高くなっています。このことから、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報や啓発など根絶に向けた働きかけをしていく必要があります。

◆ ドメスティック・バイオレンスについて（「ある」と回答した人の割合）



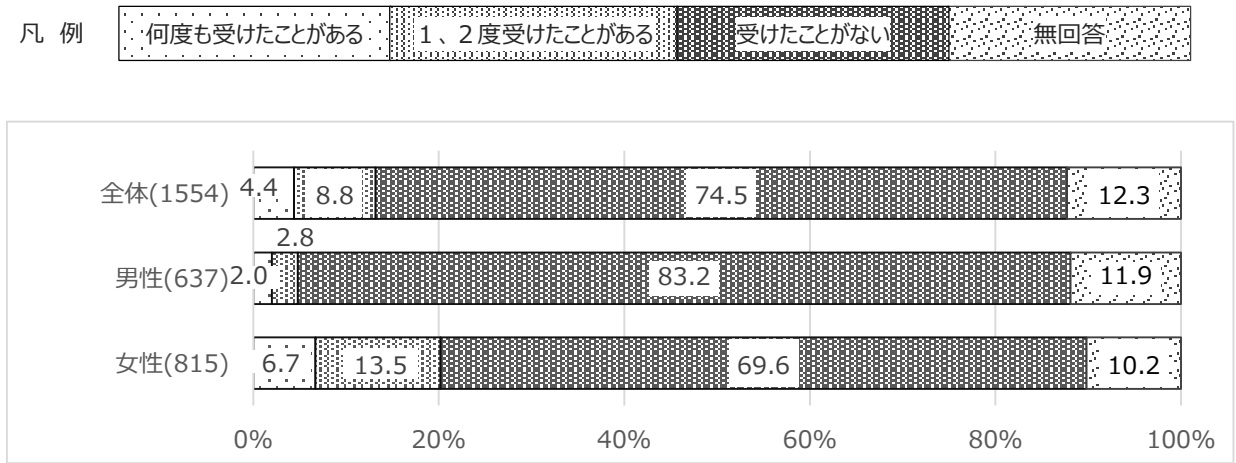
資料：令和元年度松阪市市民意識調査

◆ その後どこか（だれか）に相談しましたか。（複数回答あり）



資料：令和元年度松阪市市民意識調査

◆ セクシュアル・ハラスメントについて



資料：令和元年度松阪市市民意識調査

≪施策の方向≫

(1) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

D V等の暴力根絶に向けた広報活動及び学習機会の提供に努めるとともに、D V等被害者への暴力に対する対策の促進に向けての取組みを推進します。

施策の概要	担当課
① D V（デートD Vを含む）に対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、効果的な情報発信を行っていきます。 ○さ・し・す・せセミナー等の開催	人権・男女共同参画課
② 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○D V防止月間の啓発活動	人権・男女共同参画課 こども支援課
③ D V被害者の早期発見、対応が行えるよう、関係機関の連携による被害者支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携	障がい福祉課
④ 地域で行う各種講座を通じて地域包括支援センターのP R等を行い、相談ケースへの適切な対応を図ります。 ○相談業務の充実	高齢者支援課
⑤ 三重県女性相談所が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談所が実施する研修会への参加	こども支援課

(2) セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた

広報・啓発

性の多様性に起因するものを含め職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組みます。

施策の概要	担当課
① 職場のハラスメント防止に関するガイドラインに基づき、職員一人ひとりがハラスメントに対する正しい知識を持つとともに、管理職及び人権啓発推進員を対象にハラスメントをテーマとした研修を実施することでハラスメントのない職場環境の実現に取り組めます。 ○研修の実施	職員課
② 事業所、団体等へ各種事業の開催等の情報を提供します。 ○市内事業所への訪問	人権・男女共同参画課
③ ハラスメントのない職場環境を整備するため、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

(3) DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実

暴力を許さない社会を実現するためには、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる場面において人権尊重の意識や男女平等の意識を高めていくことが大切です。男女が互いの心身の違いを正しく理解し、互いの性を尊重し合えるよう広報・啓発に取り組みます。

施策の概要	担当課
① 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・男女共同参画課 こども支援課 (再掲) VI(1)② VI(4)②
② DV被害者の早期発見、対応が行えるよう、関係機関等の連携による被害者支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携	障がい福祉課 (再掲) VI(1)③
③ 高齢者のDVは、認知症が起因となるケースが多いことから、認知症に関する理解を広めるためにも、市または地域包括支援センターが主催し、認知症サポーター ^(※13) を養成します。 ○認知症サポーターの養成	高齢者支援課
④ 三重県女性相談所が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談所が実施する研修会への参加	こども支援課 (再掲) VI(1)⑤ VI(4)⑤

⑤ 暴力の発生を未然に防ぐため、性や暴力に関する情報氾濫から青少年を守るための施策を進めます。 ○ヤギの箱（悪書回収箱）による有害書籍等の回収	生涯学習課
--	-------

（４）通報・相談・支援体制の充実

近年、市に寄せられる児童虐待の相談件数は年々増加しており、児童を取り巻く問題も多様化、複雑化しています。

また、ＤＶをはじめとするあらゆる暴力を許さないという社会意識を浸透させるため、正しい知識の普及、啓発とともに、通報・相談窓口の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。

施策の概要	担当課
① 弁護士による人権相談の実施及び各種相談窓口のネットワーク化に取り組みます。 ○弁護士による人権相談の実施 ○こころの相談窓口の一覧表の配布	人権・男女共同参画課
② 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○ＤＶ防止月間の啓発活動	人権・男女共同参画課 こども支援課 （再掲）Ⅵ(1)② Ⅵ(3)①
③ 関係者の情報共有や対応策を検討するため、今後も定期的の実務者会議や代表者会議を開催します。 ○虐待防止ネットワーク（*14）代表者会議・虐待防止ネットワーク実務者会議の開催	障がい福祉課 高齢者支援課
④ 子育て世代包括支援センターの役割の一環として妊産婦・乳幼児等の実情をふまえて、個別支援が必要な妊産婦・乳幼児に支援プランを作成し、支援を実施します。 ○「子育て応援情報」「子育てナビ」の配布 ○妊産婦・乳幼児サポートプラン作成 ○家庭訪問（乳児家庭全戸訪問等）の実施	健康づくり課
⑤ 三重県女性相談所が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談所が実施する研修への参加	こども支援課 （再掲）Ⅵ(1)⑤ Ⅵ(3)④

⑥ 児童相談所、小中学校、保育園等と連携をとり、要保護児童の早期発見、保護に努めます。また、育児不安を抱える家庭や養育状況に問題のある家庭に対して、それぞれのニーズにあった支援を行います。 ○児童虐待の通告に対する児童相談所との連携 ○児童虐待防止月間の啓発活動 ○児童相談所、警察、県下の各市町による研修会への参加	こども支援課
⑦ 緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を養育委託または保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。 ○児童養護施設などでのショートステイ	こども支援課
⑧ 保護者が配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合及びDV等で夫等から避難する場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。 ○母子生活支援施設に入所した保護者及び児童の自立に向けた支援	こども支援課
⑨ 「発達」に関わる相談窓口として、本人、保護者、保育・教育関係者等の相談業務を行います。相談の際に、虐待・DV・養護困難等に関わる事例があった場合は関係機関と連携をして早期発見・早期対応・再発予防に取り組みます。 ○相談業務の充実 ○関係機関との連携	子ども発達総合支援センター



第 5 章

プランの推進

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 松阪市男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、外部機関として条例に基づき設置された審議会の役割が重要です。松阪市が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について評価・提言を求め、松阪市男女共同参画審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 松阪市男女共同参画施策推進委員会の機動的開催

男女共同参画に関する施策を一体的に推進するため、副市長を委員長とする関係各課の課長等の委員による松阪市男女共同参画施策推進委員会を機動的に開催し、施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、施策の内容や進捗状況などの評価・見直しを行います。

2 関係機関との連携

プランが目標とする男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣市町や男女共同参画を推進する組織・団体等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会について研修や啓発活動等の一体的な取組みを推進します。

3 プランの施策実施状況の評価

男女共同参画プランを実効性のあるものとして着実な推進をはかるため、男女共同参画推進にかかる指標を設定します。また、施策を推進するため、施策の実施状況について定期的に進捗状況を調査し、評価、見直し、公表を行い、プランの進行管理を行います。

4 推進のための調査、情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査・企業調査等を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、職場、家庭、地域等あらゆる分野において、男女共同参画の取組みの推進に資するよう市民に提供します。

5 推進のための指標

基本施策Ⅰ．男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【社会通念、慣習、しきたりなど】	人権・男女共同参画課	15.6% ⁽¹⁾	25.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権・男女共同参画課	54.2% ⁽¹⁾	65.0%

(1) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅱ．政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
市の審議会等における女性登用率	関係各課	33.7% ⁽²⁾	35.0%
市職員の女性管理職比率	職員課	27.9% ⁽²⁾	30.0%

(2) 令和 2 年 4 月 1 日時点の数値

基本施策Ⅲ．ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
余暇の充実度	人権・男女共同参画課	64.6% ⁽³⁾	65.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【職場】	人権・男女共同参画課	21.9% ⁽³⁾	30.0%

(3) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅳ．身近なくらしの場における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【家庭生活】	人権・男女共同参画課	30.1% ⁽⁴⁾	40.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【地域社会】	人権・男女共同参画課	27.1% ⁽⁴⁾	40.0%

(4) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅴ．生涯を通じた心身の健康と生活支援

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
健康だと思っている市民の割合	健康づくり課	78.4% ⁽⁵⁾	80.0%

(5) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅵ．男女共同参画を阻害する暴力等への取組み

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
D V被害を受けたとき、公的機関等に相談した市民の割合	人権・男女共同参画課	17.9% ⁽⁶⁾	30.0%

(6) 令和元年度松阪市市民意識調査より

参考資料

松阪市の男女共同参画をすすめる条例（平成17年1月1日 条例第147号）

すべての人が生き生きと暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく伸びやかに生きることのできる社会を実現することが必要です。

松阪市は、男女がともに輝く社会を目指し、さまざまな施策を積極的に推進してきました。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っており、女性と男性が対等に参画するには、なお一層の努力が求められています。

そこで、すべての市民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、人と人が豊かにつながっていけるような、誇りある人間都市松阪を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに市民、事業者及び松阪市（以下「市」といいます。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会をつくることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- （1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画し、ともに責任を担うことをいいます。
- （2）事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人その他団体をいいます。
- （3）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、次のことを基本理念として男女共同参画を推進します。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
- （2）性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度、慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- （3）男女が社会の対等な構成員として、市、企業、団体等の政策、方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保すること。
- （4）男女が相互の協力及び社会の支援を受けながら、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とが両立して行えるようにすること。
- （5）国際社会における男女共同参画推進の取組みに対し、協調し連携すること。

（市民の役割）

第4条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深め、事業活動に関して男女が対等に参画する機会を確保し、仕事と家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境づくりの整備に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

（市の役割）

第6条 市は、男女共同参画社会を実現するため、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、前項の施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な予算上の措置を講ずるように努めるものとします。
- 3 市は、施策の推進に当たり、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るように努めるものとします。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる場において、次に掲げる行為によりお互いの人権を損なってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な性質の言動
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めるものとします。

(情報の表示に関する留意)

第8条 すべての人は、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現その他不必要な性的表現を行わないように努めなければなりません。

2 市民、事業者及び市は協力して、前項の表現を行ったものに対して、改善するよう求めることができるものとします。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第12条に規定する松阪市男女共同参画審議会の意見を聴取するものとします。

4 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、理解と協力を促すものとします。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年施策の実施状況等を松阪市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民及び事業者等に周知するものとします。

(苦情及び相談窓口の設置)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現を阻害する問題を処理するため、相談窓口を置き、他の関係機関等と連携をとり、相談者に対し、必要な支援を行うなど適切に対応するものとします。

(審議会の設置)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、松阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、調査審議するものとします。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、委員の一部は市民の中から公募します。

5 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任することができます。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行します。

男女共同参画都市宣言

女（ひと）と男（ひと）ともに輝く松阪宣言

男女が 性別にとらわれず 世代を超え

よろこびも 責任も 分かちあい

さまざまな分野に参画し

互いの個性や能力が光り輝く

誇りと美しさを備えた交流都市 松阪をめざして

わたしたちは ここに「男女共同参画都市」

を宣言します。

平成17年12月22日

松阪市男女共同参画審議会規則（平成17年1月1日 規則第139号）

改正 平成18年3月31日 規則第41号
同 26年3月31日 同 第38号
同 29年3月23日 同 第11号

（趣旨）

第1条 この規則は、松阪市の男女共同参画をすすめる条例（平成17年松阪市条例第147号。以下「条例」といいます。）の規定に基づき、松阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとします。

（委員）

第2条 審議会の委員は、20人以内とし次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- （1） 学識経験者
- （2） 各種団体の関係者
- （3） 公募による市民

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

3 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とします。

（所掌事項）

第3条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ調査審議するものとします。

- （1） 条例第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

2 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

（会議）

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その会議の議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 4 会長は、必要があるときは会議へ委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができます。
- 5 審議会の会議は、公開とします。ただし、必要と認めるときは、会長が出席委員の意見を聴き、理由を付して非公開とすることができます。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境生活部人権・男女共同参画課において処理します。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給します。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行します。

附 則（平成18年3月31日 規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 規則第38号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日 規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

松阪市男女共同参画審議会委員名簿

任期 自 令和元年9月2日

至 同 3年9月1日

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	久 保 敦 子	元三重県男女共同参画推進委員
副会長	松 本 隆 史	(社)松阪地区医師会
	青 木 栄 子	松阪人権擁護委員協議会
	浅 沼 繁 典	松阪市PTA連合会 (R1.9.2～R2.7.2)
	服 部 美 由 紀	松阪市PTA連合会 (R2.7.3～R3.9.1)
	岩 田 由 美 子	三重県農村女性アドバイザー
	植 村 知 恵 子	公募市民
	奥 田 寛 幸	連合三重松阪多気地域協議会 (R2.3.27～R3.9.1)
	川 口 達 也	(社)松阪青年会議所 (R1.9.2～R2.3.26)
	北 村 元 嗣	(社)松阪青年会議所 (R2.3.27～R3.1.12)
	北 村 浩 文	(社)松阪青年会議所 (R3.1.13～R3.9.1)
	北 村 真 寿 美	松阪市男女共同参画に関する団体
	木 野 本 和 之	松阪市小中学校長会
	向 坂 文 一	飯高地域振興局推薦
	小 林 秀 則	学識経験者
	柴 田 実	公募市民
	鈴 木 久 美 子	元三重県男女共同参画推進委員
	田 上 勝 典	松阪市自治会連合会
	中 村 文 恵	松阪市男女共同参画に関する団体
	西 山 聡	松阪公共職業安定所 (R1.9.2～R2.7.2)
	草 野 貴 伸	松阪公共職業安定所 (R2.7.3～R3.9.1)
	前 田 宏 実	公募市民
	南 泰 代	公募市民

審議会等の委員への男女共同参画推進要綱（平成 17 年 1 月 1 日 告示第 183-18 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市において男女共同参画社会の実現のために、市民の意見を反映させる市の審議会等へ女性の積極的な登用を推進することを目的とする。

（対象の審議会等）

第 2 条 この要綱において審議会等とは、次のものをいう。

- （１） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）で定められている委員会、審議会
- （２） 附属機関（法律及び条例で定められるもの）
- （３） その他、規則、要綱で定められるもの

（目標）

第 3 条 審議会等委員の女性比率は、平成 32 年度まで 35%とすることに努める。

２ 女性委員の登用のない審議会等は、委員改選の際に解消を図る。

３ 目標を達成した審議会等は、さらに男女の登用比率の均衡に努める。

（委員選出のための具体的な対応）

第 4 条 審議会等を所管する部課局室長（以下「各所属長」という。）は、審議会等委員に女性を積極的に登用するものとし、次に掲げることに取り組む。

- （１） 条例、要綱等の見直しを行い、柔軟な対応をする。
- （２） 選出団体の固定化を避ける。
- （３） 団体へ推薦を依頼する場合は、団体の長に限るなどの慣行を再検討し、適任の女性の選出を依頼する。
- （４） 新設の委員会等は、女性委員の参加を促す。
- （５） 特別な理由がない限り、極力兼任を避ける。

（選任状況の報告）

第 5 条 各所属長は、毎年 4 月 1 日現在及び 3 月 31 日現在の女性委員の選任状況を松阪市環境生活部長（以下「環境生活部長」という。）に報告するものとする。

（事前協議）

第 6 条 各所属長は、審議会等委員の選任にあたっては、人権・男女共同参画課長に事前協議を行う。

２ 人権・男女共同参画課長は、各所属長に対して、女性の人材情報の提供に努めるものとする。

（公表）

第 7 条 環境生活部長は、審議会等の女性委員の登用状況について、必要に応じて随時公表するものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日 松阪市告示第 47 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日 松阪市告示第 36 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 松阪市告示第 74 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 松阪市告示第 187 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日 松阪市告示第 77 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

松阪市男女共同参画施策推進委員会設置要綱（平成 17 年 1 月 1 日 告示第 183-19 号）

（設置）

第 1 条 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、松阪市男女共同参画施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- （１） 男女共同参画施策の総合的な推進に関すること。
- （２） 関係部門相互の連絡調整に関すること。
- （３） その他必要と認める事項。

（組織）

第 3 条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者及び委員長が指名した者をもって充てる。

（職務）

第 4 条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長の職にある者がその職務を代理する。
- 3 委員は、議案を審議し、推進委員会の決定事項をそれぞれの部署において推進する。

（会議）

第 5 条 委員長は、推進委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（ワーキング・グループ等）

第 6 条 推進委員会は、特定の事項を調査、検討させるため、必要があるときは、ワーキング・グループ等を置くことができる。

- 2 ワーキング・グループ等は、委員長が指名する職員をもって組織する。

（事務局）

第 7 条 推進委員会の事務局は、環境生活部人権・男女共同参画課に置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 3 日 告示第 291 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日 告示第 48 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 18 日 告示第 271 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 告示第 74 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 20 日 告示第 175 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 7 日 告示第 162 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 告示第 130 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 27 日 告示第 282 号）

この告示は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 29 日 告示第 166 号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 告示第 75 号）
この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 告示第 122 号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 告示第 186 号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日 告示第 76 号）
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日 告示第 41 号）
この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

（委員）秘書広報課長

地域づくり連携課長

職員課長

防災対策課長

環境課長

健康づくり課長

介護保険課長

高齢者支援課長

地域福祉課長

障がい福祉課長

こども支援課長

こども未来課長

保護課長

農水振興課長

商工政策課長

観光交流課長

学校支援課長

生涯学習課長

子ども発達総合支援センター所長

嬉野地域振興局地域振興課長

三雲地域振興局地域振興課長

飯南地域振興局地域振興課長

飯高地域振興局地域振興課長

女性課長級職員

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日 法律第 14 号

令和元年 6 月 5 日 同 第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が

300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。) が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第 17 条** 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第 18 条** 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

- 第 19 条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関

する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施

するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日
- 二及び三 略
- 四 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第五号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者

等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び第 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

男女共同参画に関するあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
1975 年 (昭和 50 年)	◆国際婦人年(目標：平等、発展、平和) ◆国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	◆婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進会議開催		
1976 年 (昭和 51 年)	◆「国連婦人の十年」(~1985 年)			
1977 年 (昭和 52 年)		◆「国内行動計画」策定 ◆「国立女性教育会館」設置	◆「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979 年 (昭和 54 年)	◆国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		◆「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定	
1980 年 (昭和 55 年)	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ◆「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1981 年 (昭和 56 年)		◆「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985 年 (昭和 60 年)	◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「国籍法」改正施行 ◆「男女雇用機会均等法」公布 ◆「女子差別撤廃条約」批准		
1987 年 (昭和 62 年)		◆「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1990 年 (平成 2 年)	◆国連婦人の地位委員会拡大会期(ウィーン)開催 ◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 年 (平成 3 年)		◆「育児休業法」公布		(旧松阪市) ◆「働く婦人の家」に婦人問題担当窓口設置
1992 年 (平成 4 年)				◆松阪市女性問題懇話会設置
1993 年 (平成 5 年)				◆「女性問題に関する意識調査」実施
1994 年 (平成 6 年)		◆男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	◆三重県女性センター開館	
1995 年 (平成 7 年)	◆第 4 回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	◆「みえの男女共同参画推進プランーアイリスプラン 2 1」策定(第 3 次)	◆「松阪市女性行動計画」策定 ◆松阪市女性行動計画推進会議設置
1996 年 (平成 8 年)		◆男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ◆「男女共同参画 2000 年プラン」策定		

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
1997 年 (平成 9 年)		◆男女共同参画審議会設置(法律) ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「介護保険法」公布		◆企画調整部企画課に女性係設置
1998 年 (平成 10 年)			◆アイリス 21 推進連携会議(アイリスネットワーク)設置	◆「女性問題に関する意識・実態調査」実施
1999 年 (平成 11 年)		◆「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布、施行	◆男女共同参画推進協議会から提言「21 世紀の三重県は男女共同参画社会」	◆松阪市女性施策推進連絡会議設置
2000 年 (平成 12 年)	◆国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画」閣議決定	◆三重県男女共同参画推進懇話会から提言 ◆「三重県男女共同参画推進条例」公布(H13.1.1 施行) ◆「日本女性会議 2000 津」開催	
2001 年 (平成 13 年)		◆男女共同参画会議設置 ◆男女共同参画局設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◆第 1 回男女共同参画週間 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	◆三重県男女共同参画審議会設置 ◆「三重県女性センター」を「三重県男女共同参画センター」に改称	◆企画調整部に男女共同参画室設置 ◆松阪市男女共同参画推進会議設置 ◆松阪市男女共同参画施策連絡会議設置 ◆「松阪市男女共同参画プラン」提言
2002 年 (平成 14 年)		◆アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	◆「三重県男女共同参画基本計画」策定 ◆「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	◆「松阪市男女共同参画プラン」策定 ◆市民生活部男女共同参画室に組織変更 ◆松阪市男女共同参画推進条例検討委員会設置 ◆「まつさか女性議会 2002」開催
2003 年 (平成 15 年)		◆「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ◆「少子化社会対策基本法」公布、施行 ◆女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告審議 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	◆男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言(初回) ◆男女共同参画年次報告作成(初年)	◆「男女共同参画都市」宣言 ◆「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」制定 ◆松阪市男女共同参画審議会設置 ◆松阪市男女共同参画施策推進委員会設置
2004 年 (平成 16 年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 年 (平成 17 年)	◆国連「北京 + 10」閣僚級会合(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	◆「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定 ◆「三重県次世代育成支援行動計画」策定	新「松阪市」誕生 ◆生活環境部男女共同参画室に組織変更 ◆「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」制定 ◆「男女共同参画都市」宣言

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2006 年 (平成 18 年)		◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」策定	◆「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ◆生活部男女共同参画室に組織変更
2007 年 (平成 19 年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◆「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ◆みえチャレンジプラザ開設 ◆「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2008 年 (平成 20 年)		◆「女性の参画加速プログラム」決定		
2009 年 (平成 21 年)		◆「育児・介護休業法」改正 ◆女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第 2 次改定	◆「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施
2010 年 (平成 22 年)	◆国連「北京 + 15」記念会合 (ニューヨーク)	◆APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◆「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	◆「第二期三重県次世代育成支援行動計画」策定	◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011 年 (平成 23 年)	◆UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足		◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」策定 ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第 3 次改定	◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2012 年 (平成 24 年)	◆第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◆「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	
2013 年 (平成 25 年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) ◆「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」策定(「女性活躍推進」を成長戦略の中核に位置づけ)		
2014 年 (平成 26 年)	◆第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◆「『日本再興戦略』改訂 2014-未来への挑戦-」策定(女性の更なる活躍促進) ◆女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催	◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第 4 次改定 ◆輝く女性応援会議 in 三重開催 ◆女性の大活躍推進三重県会議設立	◆環境生活部人権・男女共同参画推進課男女共同参画室に組織変更 ◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2015 年 (平成 27 年)	◆国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ◆第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ◆「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択	◆「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◆「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	◆女性の大活躍推進三重県会議 1 周年記念大会開催	
2016 年 (平成 28 年)		◆「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等改正 ◆G7 伊勢・志摩サミット開催「女性の能力開花のための G 7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 ◆「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定	◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2017 年 (平成 29 年)		◆刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	◆「第 2 次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定 ◆「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」第 5 次改定	◆環境生活部人権・男女共同参画課男女共同参画係に組織変更
2018 年 (平成 30 年)		◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ◆「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定		
2019 年 (平成 31 年) (令和元年)		◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正		
2020 年 (令和 2 年)	◆国連「北京+25」記念会合(第 64 回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	◆「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定		◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021 年 (令和 3 年)				◆「松阪市男女共同参画プラン」改定



松阪市男女共同参画
シンボルマーク

策定の経過

年月日	内 容
平成 31 年(2019) 3 月 22 日	平成 30 年度第 2 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画に関する市民意識調査について
令和元年(2019) 8 月 27 日	令和元年度第 1 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画に関する市民意識調査について
令和 2 年(2020) 2 月 4 日～ 2 月 21 日	松阪市男女共同参画プラン策定にかかる市民意識調査の実施
3 月 27 日	令和元年度第 2 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画に関する市民意識調査結果について
5 月 18 日	令和 2 年度第 1 回男女共同参画施策推進委員会（書面開催） ・松阪市男女共同参画プラン（素案）について
7 月 3 日	令和 2 年度第 1 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン（素案）について
7 月 20 日	令和 2 年度第 2 回男女共同参画施策推進委員会（書面開催） ・松阪市男女共同参画プラン（中間案）について
9 月 7 日	令和 2 年度第 2 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン（中間案）について
9 月 23 日～ 10 月 16 日	パブリックコメントの実施
11 月 20 日	令和 2 年度第 3 回男女共同参画施策推進委員会（書面開催） ・パブリックコメントの報告 ・松阪市男女共同参画プラン（最終案）について
令和 3 年(2021) 1 月 13 日	令和 2 年度第 3 回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン（最終案）について
2 月 22 日	男女共同参画審議会から松阪市男女共同参画プランについての答申

用語説明

* 1 アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見） P8

「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別や年齢などによる偏見など、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り・思い込みを表します。

* 2 性的指向・性自認（S O G I）（ソジ） P8

性的指向（**S**exual **O**rientation：好きになる相手、性的対象が誰(同性・異性・両性)であるか。）と性自認（**G**ender **I**dentify：自分の性別をどう認識するか。）の頭文字をとった総称。性のあり方は、性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせにより形作られ、一人ひとり違い、多様です。多様な性をより包含できる言葉として全ての人に当てはまる「S O G I」という言葉が使われるようになってきています。

* 3 キャリア教育 P10

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（経験）発達を促す教育のこと。

* 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） P15

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

* 5 ダブルケア世帯 P20

育児と介護などを同時に行う世帯のこと。

* 6 ファミリーサポートセンター P20

子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて子育てのお手伝いができる人（援助会員）を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的にお子さんを預かる会員組織。

* 7 L G B T P25

レズビアン（**L**esbian：女性同性愛者）、ゲイ（**G**ay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（**B**isexual：両性愛者）、トランスジェンダー（**T**ransgender：出生届・戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人）の頭文字をとって組み合わせた総称語。単語で、性的マイノリティー（性的少数者）の総称のひとつ。

* 8 E P D S（エジンバラ産後うつ病質問票） P26

産後うつ病のスクリーニング（選別検査）を目的とした自己記入式質問票です。活用することにより、産後の母親に対して効果的な支援を行うことができます。

* 9 松阪版ネウボラ P27

フィンランド語で「相談・助言の場」という意味で、フィンランドでは子育て家族の支援制度で地域におけるワンストップ拠点を「ネウボラ」と呼んでいる。「松阪版ネウボラ」では、健やかな子育てができるように関係各課が連携し、妊娠・出産・子育て期の途切れない支援をめざしています。

* 10 ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ） P30

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者からの身体的・精神的・性的・経済的な暴力。

* 11 デートＤＶ P30

交際中のカップル間に起こるＤＶのこと。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。

* 12 セクシュアル・ハラスメント P30

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。

* 13 認知症サポーター P33

認知症サポーター養成講座を受けていただいた方で、認知症についての基本的な知識を持ち、認知症の方やその家族の身近な理解者として、また見守りの担い手として活躍する方のこと。

* 14 虐待防止ネットワーク P34

虐待の早期発見と予防、支援のための各関係機関のネットワークのこと。

松阪市男女共同参画プラン

発行年月 令和３年３月

発 行 松阪市環境生活部人権・男女共同参画課
(令和３年４月１日から、課の名称を「人権・多様性社会課」に変更)

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL:0598-53-4339 FAX :0598-26-4035

E-mail : jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp